

佐野市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)



佐野ブランドキャラクター
さのまる

平成27年3月
佐野市

はじめに

近年の少子化の進行や地域のつながりの希薄化によって、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

共働き家庭の増加や子どもの数の減少により、仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援する環境の整備や、異年齢の子ども同士が集団の中で育ち合う環境の整備が求められています。また、就労の有無にかかわらず、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。保護者が安心して子育てができるように、行政、地域社会、企業を始め社会全体で子育てを支援していくことが必要です。



平成24年8月に子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、全ての自治体が平成27年度から平成31年度までの5年間で1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市においては、平成22年3月に「佐野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を、平成23年3月に「佐野市保育所整備運営計画」を策定し、未来を担う子どもの健やかな成長を応援するための施策に取り組んでまいりました。

「佐野市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進を図ると共に、「佐野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の事業を引き続き推進してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、計画の策定にあたっては「佐野市子ども・子育て会議」でご審議いただき、委員の皆様にはたいへんご尽力をいただきました。委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただいた多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

佐野市長 岡部正英

こどもの街宣言

あすの佐野市を担い支えるすべてのこどもの素晴らしい未来のために、親が、家庭が、学校が、地域社会が、こどもを大切に育て、見守り続けるこどもの街を宣言します。

こどもは、人間として尊重される。

こどもは、よい環境で育てられる。

こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

- 1 すべてのこどもは、^{いのち}生命を大切に^いする優しいまなざしに包まれ、すこやかに育てられる。
- 2 すべてのこどもは、真心あることばと愛情の中で、夢と希望をもち続けられるように育てられる。
- 3 すべてのこどもは、安全と安心を願う地域社会のきずなの中で、のびのびと育てられる。
- 4 すべてのこどもは、豊かな自然と街が調和した美しい環境の中で、清らかな心がみがかれ育てられる。
- 5 すべてのこどもは、遊びや生活の中で歴史と伝統を学び、おたがいの文化を理解する心が育てられる。
- 6 すべてのこどもは、ふるさとを支え、喜びを分かち合える大人になるように育てられる。

平成19年3月22日告示

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景・目的…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 2
- 3 他の計画との整合性…………… 2
- 4 計画の期間…………… 3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 人口及び世帯数の推移…………… 4
- 2 ニーズ調査の概要…………… 1 3
- 3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価…………… 1 9

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念…………… 2 0
- 2 計画の基本目標…………… 2 1
- 3 施策の体系…………… 2 2

第4章 子ども・子育て支援施策の取組

- 基本目標1. 教育・保育の量的拡大と質の確保…………… 2 3
- 基本目標2. 地域の子ども・子育て支援の充実…………… 2 9

第5章 次世代育成支援施策の取組

- 基本目標1. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援…………… 4 1
- 基本目標2. 親子のこころとからだの健康の確保と増進…………… 5 4
- 基本目標3. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備…………… 6 0
- 基本目標4. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり…………… 6 9
- 基本目標5. 子どもの人権擁護の推進…………… 7 3

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制…………… 7 5
- 2 計画の達成状況の点検・評価…………… 7 5

資料編

- 1 佐野市子ども・子育て支援事業計画策定までの経過
- 2 佐野市子ども・子育て会議条例
- 3 佐野市子ども・子育て会議委員名簿

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

我が国における合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録し、その後、平成24年が1.41と若干上昇しているものの、依然として低い状態が続いています。

国においては、次代を担う子どもが健やかに育つための環境を整備するため、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成に向けた取組が進められてきました。しかし、このような取組を行ってきたにもかかわらず、少子化は依然として進行しており、子どもの育ちや子育てをめぐる環境は厳しい状況にあることから、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき実施される「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図ることが求められています。

本市においては、平成22年3月に「佐野市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、「子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団」を基本理念に、保育サービスの充実、子育て世帯の孤立の予防・防止、次世代の育ちへの応援、特別な配慮を要する世帯への支援の四つを重点的に推進すべき課題として取り組んできました。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びそれに関連する施策の円滑な実施に向けた計画の策定が必要となります。平成26年度に最終年度を迎える「佐野市次世代育成支援行動計画」の取組を引き継ぎ、新たな計画として「佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他の計画との整合性

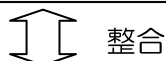
本計画は、「佐野市総合計画（後期計画）」を上位計画として、また、他の関連する計画と整合性を持たせた、本市における子ども・子育て支援についての総合的な計画として策定するものです。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長になりましたが、同法第8条で定める「市町村行動計画」の策定は任意となりました。

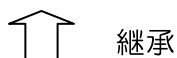
そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

上位計画

佐野市総合計画 後期基本計画



佐野市子ども・子育て支援事業計画
（平成27年度～平成31年度）



佐野市次世代育成支援行動計画



- ・佐野市地域福祉計画
- ・さの健康21プラン
- ・佐野市障がい者福祉計画
- ・佐野市ひとり親家庭等自立促進計画
- ・佐野市保育所整備運営計画

4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。

| 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 佐野市次世代育成支援行動計画 後期計画 | | | | | 佐野市子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| | | | | | | | | | |



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口及び世帯数の推移

(1) 総人口及び年齢3区分別の人口の推移

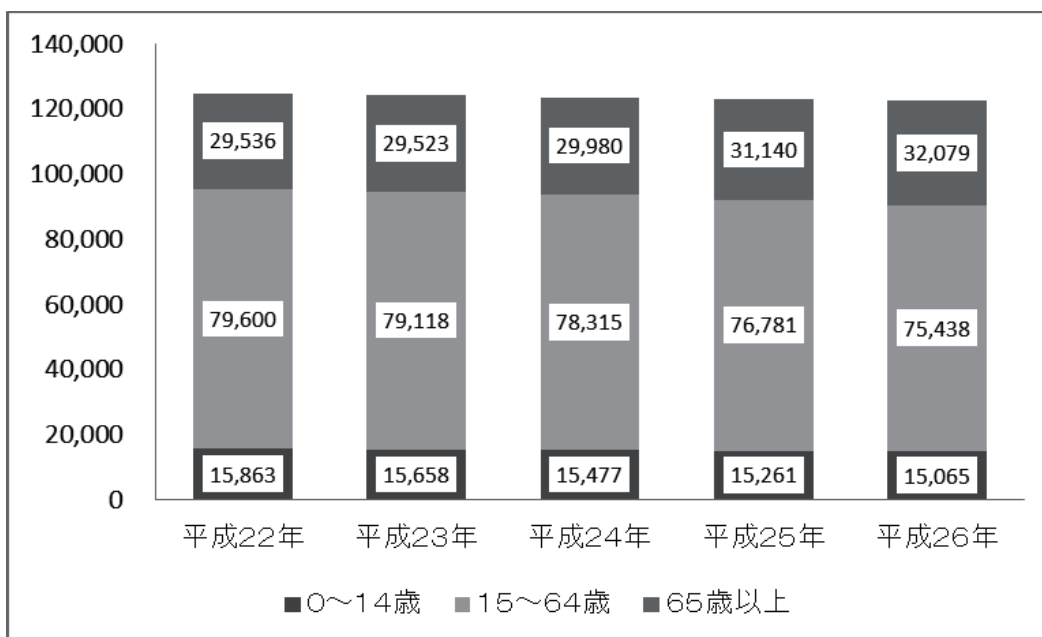
本市の総人口は、平成22年の124,999人から平成26年には122,582人と4年間で2,417人の減少となっています。

また、年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）が増加し少子高齢化が進んでいることが分かります。

■総人口及び年齢3区分別の人口の推移

単位（人）

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0～14歳 | 15,863 | 15,658 | 15,477 | 15,261 | 15,065 |
| 15～64歳 | 79,600 | 79,118 | 78,315 | 76,781 | 75,438 |
| 65歳以上 | 29,536 | 29,523 | 29,980 | 31,140 | 32,079 |
| 計 | 124,999 | 124,299 | 123,772 | 123,182 | 122,582 |



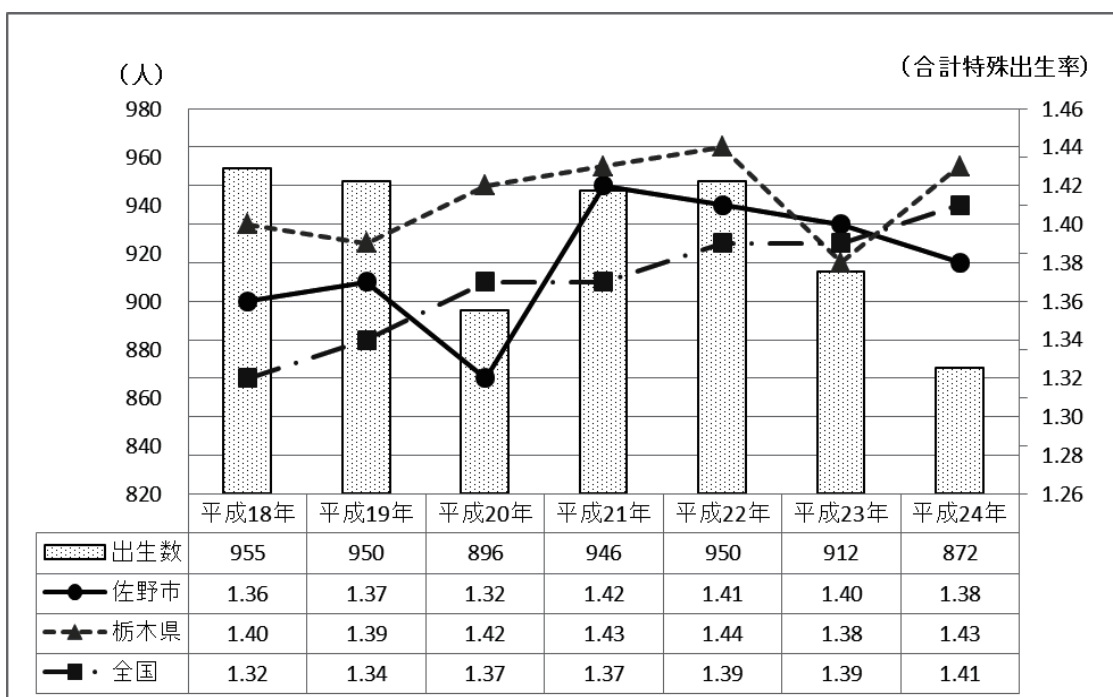
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は、平成18年の955人から平成24年には872人と83人の減少となっています。

また、合計特殊出生率(注1)は、平成21年に1.42まで上昇しましたが、その後は緩やかに減少し、平成24年は1.38と全国や県と比べ低くなっています。

■ 出生数と合計特殊出生率



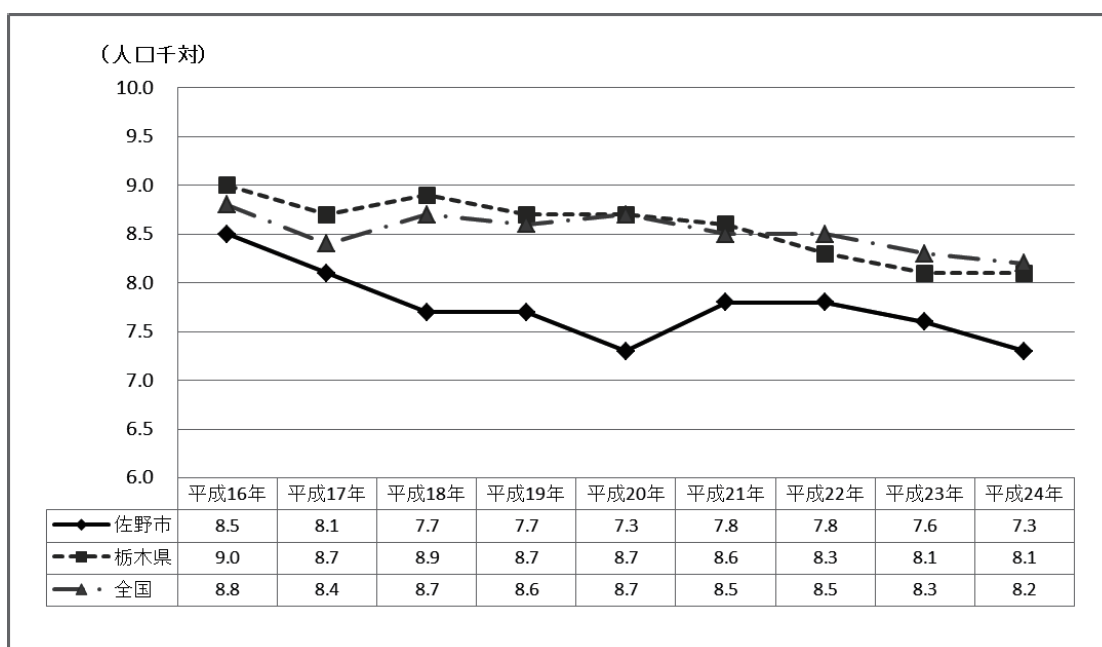
資料：栃木県保健統計年報

注1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

(3) 出生率

本市の出生率（人口千対）は、平成16年から平成24年にかけて、減少傾向を示しており、全国や県よりも低い水準となっています。平成16年の出生率8.5に対して、平成24年は1.2ポイント減少の7.3となっています。

■出生率の推移

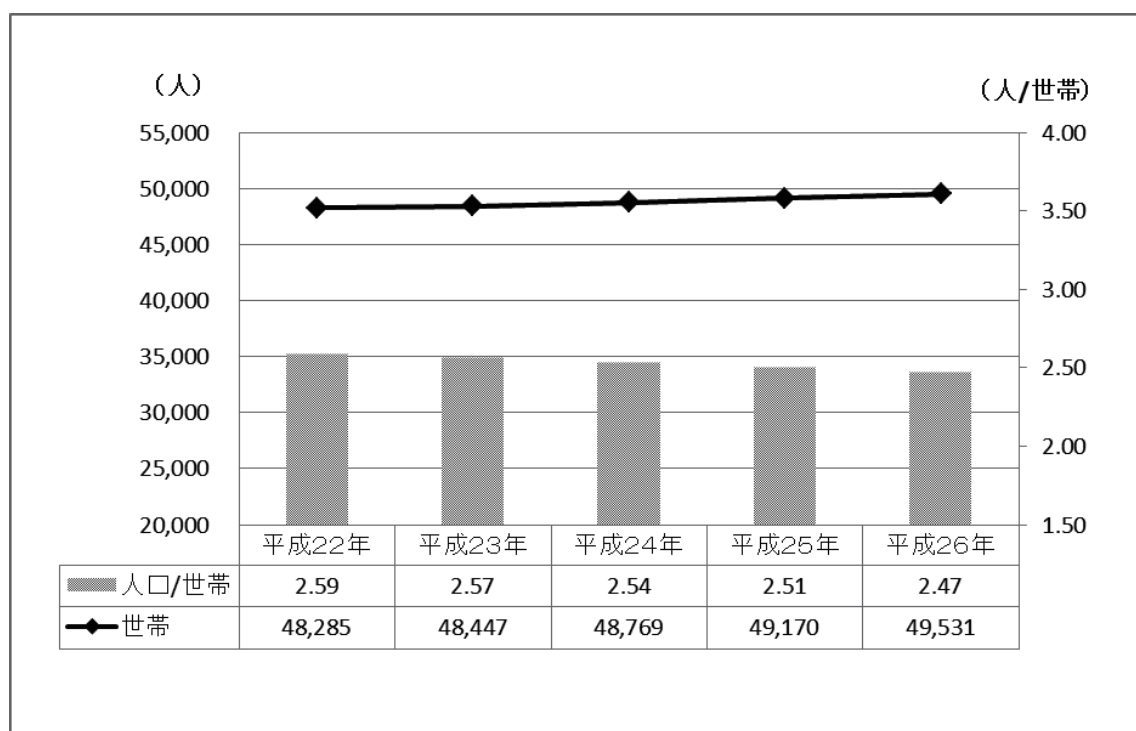


資料：栃木県保健統計年報

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成22年の48,285世帯に対し平成26年が49,531世帯と増加していますが、1世帯当たりの人数は年々減少し、平成22年の2.59人から平成26年には2.47人と、0.12人減少しています。

■世帯数と1世帯当たりの人数



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

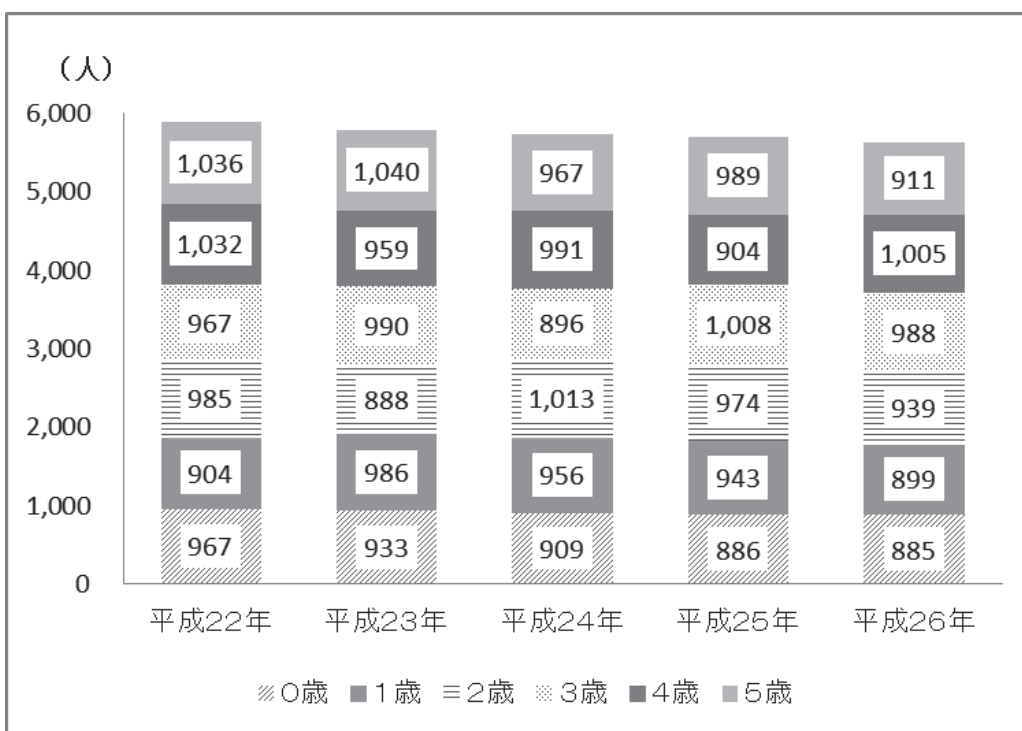
(5) 未就学児童数の推移（0～5歳）

本市の0～5歳の人口は、平成22年の5,891人から平成26年には5,627人と4年間で264人の減少となっています。

■未就学児童数の推移

単位（人）

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 967 | 933 | 909 | 886 | 885 |
| 1歳 | 904 | 986 | 956 | 943 | 899 |
| 2歳 | 985 | 888 | 1,013 | 974 | 939 |
| 3歳 | 967 | 990 | 896 | 1,008 | 988 |
| 4歳 | 1,032 | 959 | 991 | 904 | 1,005 |
| 5歳 | 1,036 | 1,040 | 967 | 989 | 911 |
| 計 | 5,891 | 5,796 | 5,732 | 5,704 | 5,627 |



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

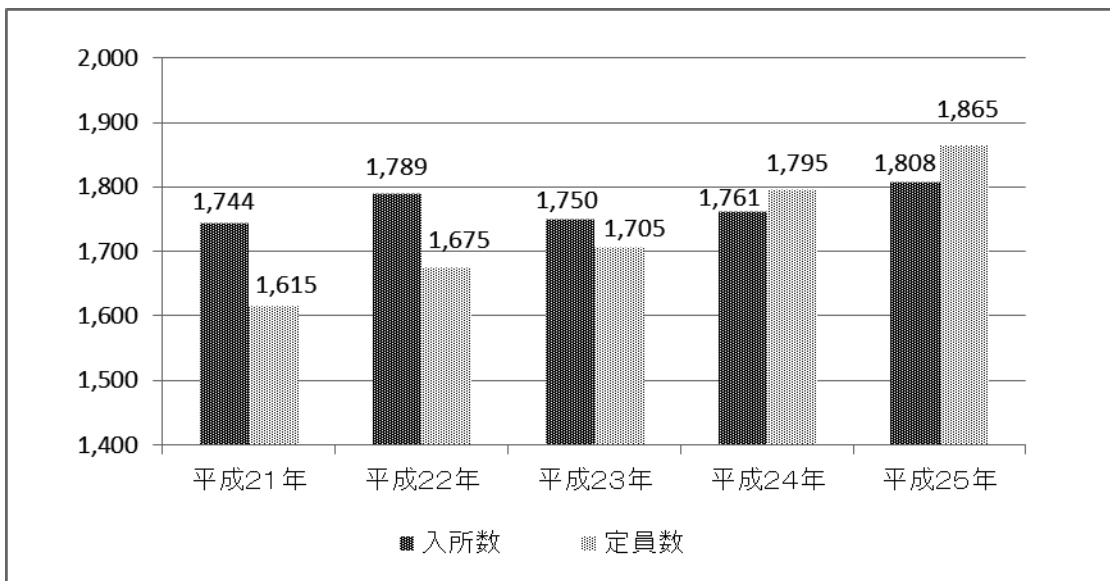
(6) 保育所の園児数の推移

本市の保育所の園児数は、就学前児童数が減少している中で、平成21年から平成24年までは横ばいとなっていました。平成25年は47人増加し、1,808人となっています。

■保育所の園児数の推移

単位（人）

| 保育所 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所数 | 1,744 | 1,789 | 1,750 | 1,761 | 1,808 |
| 定員数 | 1,615 | 1,675 | 1,705 | 1,795 | 1,865 |



資料：保育課調べ（年度末）

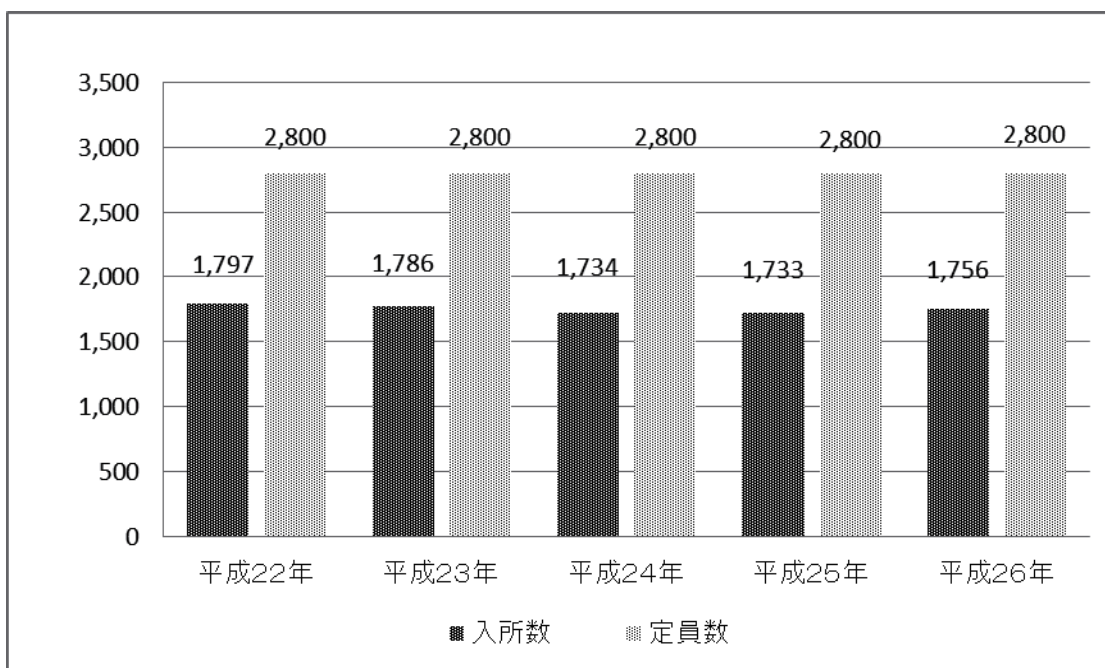
(7) 幼稚園の園児数の推移

本市の幼稚園の園児数は、平成22年から平成25年にかけては減少傾向を示していましたが、平成26年は23人増加し1,756人となっています。

■幼稚園の園児数の推移

単位（人）

| 幼稚園 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所数 | 1,797 | 1,786 | 1,734 | 1,733 | 1,756 |
| 定員数 | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 2,800 |



資料：保育課調べ（各年5月1日現在）

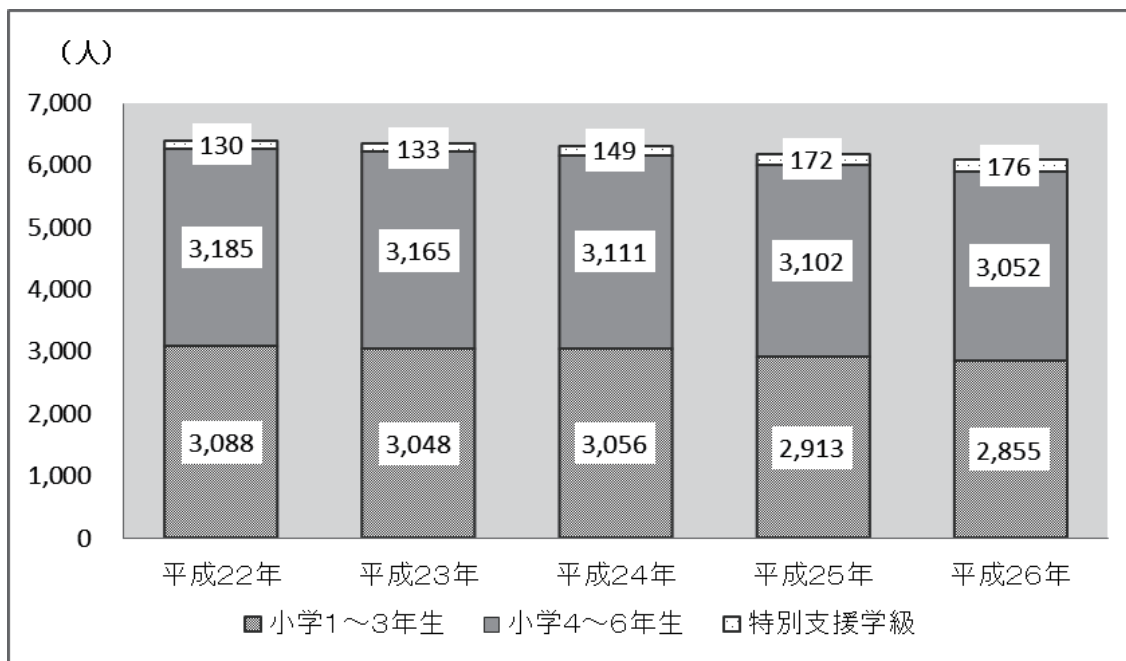
(8) 小学校児童数の推移

本市の小学校児童数は、平成22年の6,403人に対し平成26年は6,083人となり、320人減少しています。

■小学校児童数の推移

単位(人)

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学1～3年生 | 3,088 | 3,048 | 3,056 | 2,913 | 2,855 |
| 小学4～6年生 | 3,185 | 3,165 | 3,111 | 3,102 | 3,052 |
| 特別支援学級 | 130 | 133 | 149 | 172 | 176 |
| 計 | 6,403 | 6,346 | 6,316 | 6,187 | 6,083 |



資料:学校教育課調べ(各年5月1日現在)

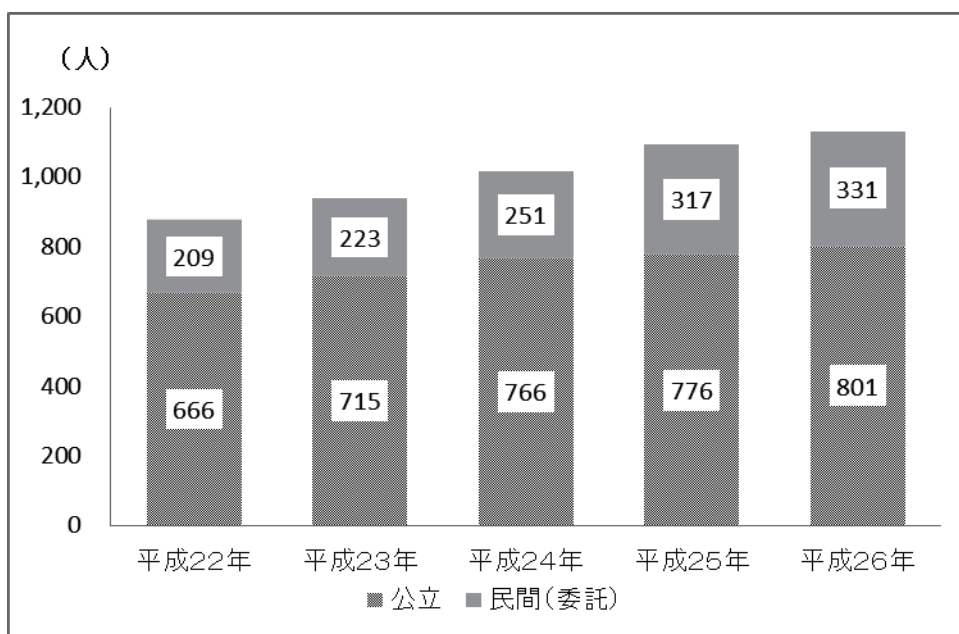
(9) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）の利用者数

本市のこどもクラブ利用者数は、平成22年の875人に対し平成26年は1,132人となり、257人増加しています。

■放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）の推移

単位（人）

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公 立 | 666 | 715 | 766 | 776 | 801 |
| 民間(委託) | 209 | 223 | 251 | 317 | 331 |
| 計 | 875 | 938 | 1,017 | 1,093 | 1,132 |



資料: こども課調べ(各年5月1日現在)

2 ニーズ調査の概要

本計画を策定するに当たっての基礎資料とするため、子ども・子育て支援に関する需要量を把握することを目的として調査を実施しました。

(1) 調査期間

平成25年11月27日～12月13日

(2) 配布状況

佐野市内に住民登録のある0歳児～5歳児の子どもがいる保護者に調査票を配布しました。

- ① 0歳児～2歳児 1,989票 (郵送による配布・回収)
- ② 3歳児～5歳児 2,727票 (保育園・幼稚園・認定こども園より直接配布・回収)
- 合 計 4,716票

(3) 回収結果

| 調査の種類 | 回答数 | 回収率 |
|---------------------|--------|-------|
| 0歳児～2歳児 (郵送分) | 936票 | 47.1% |
| 3歳児～5歳児 (施設直接配布・回収) | 2,482票 | 91.0% |
| 合 計 | 3,418票 | 72.5% |

(4) 分析・表示

- ・集計結果を百分率 (%) で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・母数は、回答者全員が答えるべき設問については有効回答総数、条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数とします。
- ・複数回答を不可とした設問について、選択肢を複数選択した場合、「無回答」として処理しました。

(5) ニーズ調査の結果からみる子育て家庭の現状

①定期的な教育・保育事業の利用状況について

定期的にご利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が42.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が38.0%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 幼稚園 | 幼稚園の預かり保育 | 認可保育所 | 認定こども園 | 事業所内保育施設 | その他の認可外の保育施設 | ファミリー・サポート・センター | その他 | 無回答 | 総回答数 | 回答者数 |
|-------|-----------|-------|--------|----------|--------------|-----------------|-----|-----|-------|-------|
| 1,166 | 192 | 1,046 | 481 | 20 | 27 | 3 | 25 | 14 | 2,974 | 2,751 |
| 42.4 | 7.0 | 38.0 | 17.5 | 0.7 | 1.0 | 0.1 | 0.9 | 0.5 | 108.1 | 100.0 |

教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」が74.3%、「子育てをしている方が現在就労している」が56.0%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 子どもの教育や発達のため | 子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している | 子育て(教育を含む)をしている方が就労予定がある/求職中である | 子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している | 子育て(教育を含む)をしている方が病気や障害がある | 子育て(教育を含む)をしている方が学生である | その他 | 無回答 | 総回答数 | 回答者数 |
|--------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------|-----|-----|-------|-------|
| 2,044 | 1,540 | 78 | 35 | 38 | 11 | 24 | 70 | 3,840 | 2,751 |
| 74.3 | 56.0 | 2.8 | 1.3 | 1.4 | 0.4 | 0.9 | 2.5 | 139.6 | 100.0 |

②地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が84.3%と多数を占めています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 地域子育て支援拠点事業 | その他類似の事業 | 利用していない | 無回答 | 総回答数 | 回答者数 |
|-------------|----------|---------|-----|-------|-------|
| 432 | 59 | 2,880 | 80 | 3,451 | 3,418 |
| 12.6 | 1.7 | 84.3 | 2.3 | 101.0 | 100.0 |

今後の利用希望回数は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.8%で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」は27.1%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 利用していないが、今後利用したい | すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい | 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない | 無回答 | 回答者数 |
|------------------|-------------------------|---------------------------|-----|-------|
| 926 | 233 | 2,044 | 215 | 3,418 |
| 27.1 | 6.8 | 59.8 | 6.3 | 100.0 |

③土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日の保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が60.3%、「月に1～2回は利用したい」が28.5%となっています。

また、日曜・祝日の保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が78.8%、「月に1～2回は利用したい」が16.7%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 利用する必要はない | ほぼ毎週利用したい | 月に1～2回は利用したい | 無回答 | 回答数 |
|--------|-----------|-----------|--------------|-----|-------|
| 土曜日 | 2,060 | 315 | 975 | 68 | 3,418 |
| | 60.3 | 9.2 | 28.5 | 2.0 | 100.0 |
| 日曜日・祝日 | 2,693 | 76 | 571 | 78 | 3,418 |
| | 78.8 | 2.2 | 16.7 | 2.3 | 100.0 |

幼稚園利用者における長期休暇中の教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が40.4%で最も多く、「休みの期間中、週に数日利用したい」が38.9%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 利用する必要はない | 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい | 休みの期間中、週に数日利用したい | 無回答 | 回答数 |
|-----------|------------------|------------------|-----|-------|
| 471 | 220 | 454 | 21 | 1,166 |
| 40.4 | 18.9 | 38.9 | 1.8 | 100.0 |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

④病気の際の対応について

病気やケガのため通常利用している教育・保育事業が利用できないことが「あった」と回答した人は69.5%、「なかった」と回答した人は23.8%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| あった | なかった | 無回答 | 回答数 |
|-------|------|-----|-------|
| 1,912 | 654 | 185 | 2,751 |
| 69.5 | 23.8 | 6.7 | 100.0 |

病児・病後児のための保育施設等の利用について、「利用したいと思わない」が60.7%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が37.4%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 1. できれば病児・病後児 保育施設等を利用したい | 2. 利用したいとは思わない | 無回答 | 回答数 |
|------------------------------|----------------|-----|-------|
| 449 | 729 | 23 | 1,201 |
| 37.4 | 60.7 | 1.9 | 100.0 |

⑤不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

私用等のため不定期で利用する一時預かり等の事業については、「利用していない」が75.0%で多数を占めています。なお、利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が13.0%、「保育所等の一時預かり」が3.1%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| 一時預かり | 幼稚園の預かり 保育 | ファミリー・サポ ート・センター | 夜間養護等事業 ：トワイライトステイ | ベビーシッター | その他 | 利用して いない | 無回答 | 総回答数 | 回答者数 |
|-------|---------------|---------------------|-----------------------|---------|-----|-------------|-----|-------|-------|
| 105 | 446 | 12 | 0 | 1 | 23 | 2,565 | 284 | 3,436 | 3,418 |
| 3.1 | 13.0 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | 75.0 | 8.3 | 100.5 | 100.0 |

⑥小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年の放課後を過ごす場所は、「自宅」が52.4%で最も多く、次いで「こどもクラブ」が39.5%、「習い事」が37.3%となっています。

また、小学校高学年の放課後を過ごす場所は、「自宅」が62.7%で最も多く、次いで「習い事」が49.6%、「こどもクラブ」が28.5%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 自宅 | 祖父母宅や友人・知人宅 | 習い事 | 児童館 | 放課後子供教室 | こどもクラブ | ファミリー・サポート・センター | その他 | 無回答 | 総回答数 | 回答者数 |
|--------|-------|-------------|------|-----|---------|--------|-----------------|-----|-----|-------|-------|
| 小学校低学年 | 918 | 320 | 654 | 133 | 197 | 692 | 6 | 145 | 100 | 3,165 | 1,753 |
| | 52.4 | 18.3 | 37.3 | 7.6 | 11.2 | 39.5 | 0.3 | 8.3 | 5.7 | 180.5 | 100.0 |
| 小学校高学年 | 1,100 | 377 | 870 | 102 | 195 | 500 | 7 | 171 | 105 | 3,427 | 1,753 |
| | 62.7 | 21.5 | 49.6 | 5.8 | 11.1 | 28.5 | 0.4 | 9.8 | 6.0 | 195.5 | 100.0 |

⑦育児休業について

育児休業の取得状況について、仕事をしている人の合計で比較した場合、「取得した(取得中である)」と回答した人は、母親が56.9%、父親が1.8%となっています。

全体

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 働いていなかった | 取得した (取得中である) | 取得していない | 無回答 | 回答数 |
|----|----------|------------------|---------|------|-------|
| 母親 | 1,933 | 792 | 601 | 92 | 3,418 |
| | 56.6 | 23.2 | 17.6 | 2.7 | 100.0 |
| 父親 | 43 | 53 | 2,900 | 422 | 3,418 |
| | 1.3 | 1.6 | 84.8 | 12.3 | 100.0 |

仕事をしている人

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 取得した (取得中である) | 取得していない | 計 |
|----|------------------|---------|-------|
| 母親 | 792 | 601 | 1,393 |
| | 56.9 | 43.1 | 100.0 |
| 父親 | 53 | 2,900 | 2,953 |
| | 1.8 | 98.2 | 100.0 |

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

⑧佐野市保健センターで実施している母子保健事業について

妊産婦健診について、本市で健康診査を受診した人は、「妊婦健康診査」、「産後1か月健康診査」、「1か月児健康診査」はいずれも70%以上となっているが、「歯科健康診査」は31.0%となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 受診した | 受診していない | 無回答 | 回答数 |
|-----------|-------|---------|------|-------|
| 妊婦健康診査 | 2,415 | 63 | 940 | 3,418 |
| | 70.7 | 1.8 | 27.5 | 100.0 |
| 歯科健康診査 | 1,061 | 1,491 | 866 | 3,418 |
| | 31.0 | 43.6 | 25.3 | 100.0 |
| 産後1か月健康診査 | 2,431 | 116 | 871 | 3,418 |
| | 71.1 | 3.4 | 25.5 | 100.0 |
| 1か月児健康診査 | 2,539 | 33 | 846 | 3,418 |
| | 74.3 | 1.0 | 24.8 | 100.0 |

健康診査を受診した人のうち経済的な「負担を感じた」人は、「妊婦健康診査」は55.5%と過半数を占めるが、「歯科健康診査」、「産後1か月健康診査」、「1か月児健康診査」は20～30%程度となっています。

上段：実数(人)、下段：構成比(%)

| | 負担を感じなかった | 負担を感じた | その他 | 無回答 | 回答数 |
|-----------|-----------|--------|-----|-----|-------|
| 妊婦健康診査 | 944 | 1,341 | 26 | 104 | 2,415 |
| | 39.1 | 55.5 | 1.1 | 4.3 | 100.0 |
| 歯科健康診査 | 739 | 225 | 9 | 89 | 1,062 |
| | 69.6 | 21.2 | 0.8 | 8.4 | 100.0 |
| 産後1か月健康診査 | 1,591 | 773 | 25 | 42 | 2,431 |
| | 65.4 | 31.8 | 1.0 | 1.7 | 100.0 |
| 1か月児健康診査 | 1,931 | 523 | 21 | 64 | 2,539 |
| | 76.1 | 20.6 | 0.8 | 2.5 | 100.0 |

3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、国が指定した16の特定事業のうち14の事業に関して目標事業量を設定し推進を図ってきました。平成26年度の目標事業量に対して、平成25年度の時点で6の事業において目標値に達しています。「放課後子ども教室」については、平成26年度に1か所増加が見込まれることから、平成26年度実績で7の事業において目標が達成されます。

また、3の事業については箇所数において目標値を達成しており、目標事業量に達しなかった4の事業と合わせて、引き続き推進を図ります。

■特定事業の実施状況

| 区分 | 平成22年度実績 | | 平成23年度実績 | | 平成24年度実績 | | 平成25年度実績 | | 平成26年度目標事業量 | |
|---------------------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-------------|-------|
| | 箇所 | 人 | 箇所 | 人 | 箇所 | 人 | 箇所 | 人 | 箇所 | 人 |
| 1 通常保育事業 | 20 | 1,789 | 20 | 1,705 | 21 | 1,761 | 22 | 1,808 | 20 | 1,950 |
| 2 延長保育事業 | 8 | 123 | 8 | 198 | 8 | 201 | 9 | 210 | 12 | 300 |
| 3 夜間保育事業 | | | | | | | | | | |
| 4 休日保育事業 | 1 | 187 | 1 | 204 | 1 | 99 | 1 | 75 | 1 | 150 |
| 5 放課後児童健全育成事業 | 21 | 875 | 24 | 1,012 | 25 | 1,097 | 29 | 1,093 | 23 | 850 |
| 6 放課後子ども教室 | 8 | | 8 | | 9 | | 9 | | 10 | |
| 7 一時保育事業 | 19 | 161 | 19 | 148 | 19 | 173 | 19 | 197 | 19 | 240 |
| 8 病児病後児保育事業 (体調不良児対応型) | 2 | | 2 | | 2 | | 2 | | 4 | |
| 9 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 3 | 0 | 3 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 2 |
| 10 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | | | | | | | | | | |
| 11 特定保育事業 | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 3 | |
| 12 ファミリー・サポート・センター事業 | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 13 地域子育て支援拠点事業 | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 7 | |
| 14 通学区域内の子育て支援施設のある小学校数 | 15 | | 16 | | 16 | | 16 | | 15 | |
| 15 障がい児受入れ可能な保育所数 (すこやか保育事業) | 19 | | 20 | | 20 | | 20 | | 18 | |
| 16 障がい児受入れ可能な放課後児童クラブ数 | 21 | | 24 | | 25 | | 26 | | 20 | |

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法は、子ども・子育て支援を「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的認識を前提とし、「子どもの最善の利益」を実現させるために、社会全体で取り組むべき重要課題としています。

また、「子ども・子育て支援の内容と水準は、全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としています。

こうした子どもと子育て家庭に対する支援を実施するためには、妊娠・出産期から乳幼児期を経て学童期に至るまでの切れ目のない支援を行い、地域のニーズに応じた子育て支援を質・量共に充実させる必要があります。

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、「子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団」を基本理念として、次世代育成支援に関する施策の推進に取り組んできました。

本市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念については、次世代育成支援行動計画（後期計画）における基本理念や本市における子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、次の基本理念を定め本市が取り組むべき方向性を示すものとして、次のとおり定めます。

基本理念

佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう

基本理念の実現に当たっては、次の基本視点を踏まえて取り組みます。

基本視点

1. すべての子どもとその保護者が対象です。
2. 行政・市民・企業が協働します。
3. 一人ひとりの子育てに、暮らしやすさ、仕事のやすさが関係します。

2 計画の基本目標

子ども・子育て支援施策の取組

新制度の円滑な実施に向けて、以下を目標とします。

1. 教育・保育の量的拡大と質の確保

乳幼児期における保育の量的拡大と全ての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

2. 地域の子ども・子育て支援の充実

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を行います。

次世代育成支援施策の取組

次世代育成支援行動計画の取組を引き継ぎ、以下を目標とします。

1. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

一人一人の子どもが健やかに成長できるように、支援が必要な家庭に対して、適切な支援を行います。

2. 親子のこころとからだの健康の確保と増進

親子の心と体の健康づくりを推進します。

3. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

自然環境や芸術文化活動、さまざまな交流をとおした子どもたちの個性を育むための活動を推進します。

4. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

子どもがのびのびと育つための生活環境を整備します。

5. 子どもの人権擁護の推進

子どもの権利が擁護され、子ども自身が幸せと感じるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | | 施策の内容 |
|----------------------------------|---------------------------|-------------------------|---|
| 佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう | 子ども・子育て支援施策の取組 | 1. 教育・保育の量的拡大と質の確保 | 1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策 2. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 |
| | 子ども・子育て支援施策の取組 | 2. 地域の子ども・子育て支援の充実 | 1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策 (1)利用者支援事業 (6)地域子育て支援拠点事業 (2)時間外保育事業 (7)一時預かり事業 (3)放課後児童健全育成事業 (8)病児保育事業 (4)子育て短期支援事業 (9)ファミリー・サポート・センター事業 (ショートステイ) (10)妊婦健康診査 (5)乳児家庭全戸訪問事業 |
| 佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう | 次世代育成支援施策の取組 | 1. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援 | 1. 子どもへの虐待のないまちづくり |
| | | | 2. ひとり親家庭の自立支援 |
| | | | 3. 特別な支援を必要とする子どもへの対応 |
| | | | 4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 |
| | | | 5. 子育てに対する経済的支援 |
| | | | 6. 子育てに対する支援体制の整備 |
| | | | 7. 子どもの居場所づくりの推進 |
| | | | 8. 子どもの貧困対策の推進 |
| | | 2. 親子のこころとからだの健康の確保と増進 | 1. 母子の健康づくりへの支援 |
| | | | 2. 子どもへの医療対策の充実 |
| | | | 3. 思春期保健対策の充実 |
| | | | 4. 食育の推進 |
| | | 3. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備 | 1. 家庭教育力の向上 |
| | | | 2. 次代の親の育成の推進 |
| | | | 3. 生きる力をはぐくむ学習環境の整備 |
| | | | 4. 信頼される学校づくり |
| | | | 5. 子どもの健やかな体づくりの推進 |
| | | | 6. 子どもの芸術文化活動の支援 |
| | | | 7. 子どもの国内外交流の推進 |
| | | | 8. 子どもの社会的活動の支援 |
| 4. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり | 1. 安心して子育てができる生活環境の整備 | | |
| | 2. 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進 | | |
| | 3. 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進 | | |
| 5. 子どもの人権擁護の推進 | 1. 人権教育の推進 | | |
| | 2. いじめ・不登校などへの対応 | | |

第4章 子ども・子育て支援施策の取組

教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法においては、市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保方策」を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を設定することになっています。

本市の教育・保育提供区域の設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、保護者の就労状況、さらに、民間幼稚園等のバスによる園児等の送迎の実施状況等が広範囲であると考えられることから、これらの状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共に、市の区域全体を一つの区域として設定します。

基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保

1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 量の見込みについて

教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、国の示す作業手順により算出した数値について施設・事業の利用実態等を勘案して修正をし決めました。

(2) 教育・保育の提供について

新制度では、施設などの利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要となります。三つの認定の区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の施設や事業の利用先が決まります。

| 認定区分 | 内 容 | 利用先 |
|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 1号認定 教育標準時間認定 | 満3歳以上で、教育を希望する場合 | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 満3歳以上・保育認定 | 満3歳以上で、保育所等での保育が必要な場合 | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 満3歳未満・保育認定 | 満3歳未満で、保育所等での保育が必要な場合 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |

・幼稚園

学校教育法に定められた幼児期の学校であり、幼稚園教育要領に基づき、1号認定の満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。

・保育所

仕事や病気などのためにお子さんを家庭で保育できない保護者にかわって、2号認定及び3号認定の乳幼児を保育する定員20人以上の施設です。保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体として日々の保育を行います。家庭や地域社会とともに、子どもたちが健康、安全で心豊かな生活を送れるような環境づくりをし、その中で子どもたちの心と身体の発達を図ることを目的とした児童福祉施設です。

・認定こども園

教育と保育を一体的に行うため幼稚園と保育所の機能を持ち合わせ、また、全ての子育て家庭を対象に、子育てへの不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う施設です。

・地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。

地域型保育事業には、利用定員5人以下の家庭的保育事業、利用定員6人以上19人以下の小規模保育事業、一定の数の地域の子どもも預かる事業所内保育事業、乳幼児の居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業の四つの事業があります。

保育とは

OECD保育白書(Starting Strong II)では、保育を「Early Childhood Education and Care(乳幼児期の教育とケア)」と言い表しています。わが国では一般に、保育とは、乳幼児を養育し教育することであると定義しています。

学校教育法では第22条において、幼稚園の目標を、幼児を保育し心身の発達を助長することと定めています。保育所における保育の内容は、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されています。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っています。

全ての子どもに質の高い保育を担保するためには、以下の三要素を検証していくことが求められます。

- ①「プロセスの質」：子どもの育ち(学び)を豊かにする生活経験があるか、子どもと保護者の関係が豊かであるか、子どもの発達に適切に関わっているかを問いつける保育。
- ②「条件の質」：施設面積、職員配置、クラス人数、保育者の資格などの条件。
- ③「労働環境の質」：保育者・職員の専門性を伸ばす適切な職場であるか、専門職にふさわしい賃金、労働条件であるか。

(3) 確保方策について

1号認定及び2号認定の子どもの教育・保育の確保方策については、現状においても、十分な利用定員数が確保されていることから、これを維持するため、老朽施設の建て替えや改修等により対応します。

3号認定の子どもについては、不足している利用定員数について、幼稚園の認定子ども園への移行や保育所の整備による利用定員の増のほか、小規模保育事業や事業所内保育事業等の地域型保育事業を行う事業者の参入を促進することにより対応します。

(人)

| | | 平成27年度 | | | | | 平成28年度 | | | | |
|--------|------------|--------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1-2歳 |
| | | 教育 | 教育を希望 | 保育 | 保育 | | 教育 | 教育を希望 | 保育 | 保育 | |
| ①量の見込み | | 1,365 | 407 | 1,144 | 268 | 729 | 1,331 | 398 | 1,118 | 260 | 709 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 775 | 345 | 1,342 | 183 | 624 | 775 | 345 | 1,383 | 204 | 662 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 1,510 | 170 | 0 | 0 | 0 | 1,510 | 170 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 30 | 44 | 0 | 0 | 0 | 48 | 64 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 2,285 | 515 | 1,342 | 213 | 668 | 2,285 | 515 | 1,383 | 252 | 726 |
| ②-① | | 920 | 108 | 198 | ▲55 | ▲61 | 954 | 117 | 265 | ▲8 | 17 |

第4章 子ども・子育て支援施策の取組

| | | 平成29年度 | | | | | 平成30年度 | | | | |
|-----------|------------|--------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1-2歳 |
| | | 教育 | 教育を希望 | 保育 | 保育 | | 教育 | 教育を希望 | 保育 | 保育 | |
| ①量の見込み | | 1,303 | 390 | 1,093 | 252 | 690 | 1,272 | 381 | 1,067 | 245 | 671 |
| ②確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 775 | 345 | 1,383 | 204 | 662 | 775 | 345 | 1,339 | 204 | 650 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 1,510 | 170 | 0 | 0 | 0 | 1,510 | 170 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 48 | 64 | 0 | 0 | 0 | 48 | 64 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 2,285 | 515 | 1,383 | 252 | 726 | 2,285 | 515 | 1,339 | 252 | 714 |
| ②-① | | 982 | 125 | 290 | 0 | 36 | 1,013 | 134 | 272 | 7 | 43 |

| | | 平成31年度 | | | | |
|-----------|------------|--------|-------|-------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1-2歳 |
| | | 教育 | 教育を希望 | 保育 | 保育 | |
| ①量の見込み | | 1,238 | 370 | 1,041 | 238 | 652 |
| ②確保 方策 | 特定教育・保育施設 | 775 | 345 | 1,339 | 204 | 650 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 1,510 | 170 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 48 | 64 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 2,285 | 515 | 1,339 | 252 | 714 |
| ②-① | | 1,047 | 145 | 298 | 14 | 62 |

2. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(2) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

(3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にす教育・保育を実践します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方策

乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、乳幼児期の教育・保育の充実を図ると共に、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、小学校等と研究発表会や連絡会等に参加することにより、小学校等との連携を推進します。



基本目標 2. 地域の子ども・子育て支援の充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

事業内容

子どもや保護者が、認定こども園や保育所、幼稚園での教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談や支援を行います。

そのために、情報集約を行うと共に、利用についての相談に応じ、必要な情報の提供と助言を行い、また、関係機関との連絡調整も行います。

現在の状況

現在、利用者支援事業は実施していません。

施策の方向性

市役所保育課窓口において、利用者支援事業を実施します。

(か所)

| 利用者支援事業 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 時間外保育事業

事業内容

時間外保育事業は、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の利用時間以外に保育を行うものです。

現在の状況

公立4園、民間5園の計9園で保育実施時間11時間を超える時間外保育を実施しています。

施策の方向性

今後も保護者の就労形態に応じて、受入人数や保育実施時間の確保を図ります。

(人)

| 時間外保育事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 238 | 233 | 227 | 221 | 215 |
| ②確保方策 | 238 | 233 | 227 | 221 | 215 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

事業内容

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活をとおして社会性と自立性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

現在の状況

公立のこどもクラブは、平成26年5月1日現在で、小学1年生から小学3年生までの児童を対象に21か所（18小学校区）、801人の児童の受入れを行っています。

また、民間のこどもクラブは、平成26年5月1日現在で、8か所に運営委託を行い331人の児童の受入れを行っています。

施策の方向性

小学校の児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加により小学校低学年及び高学年の入所希望者数は多く、高い需要が見込まれます。

児童福祉法が改正されたことによる小学6年生までの児童の受入れ、「佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定められた基準に適合した施設運営、こどもクラブ未設置校区の解消といった課題への対応が必要となります。

このような課題に対し、小学校の教室の活用や小学校敷地内へのこどもクラブの施設整備、民間事業者への委託拡大により対応を図ります。

また、新たに開設する公立こどもクラブの80%以上を小学校内で実施することを目指すと共に、国が示す「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子どもプラン運営委員会においてこどもクラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に向けた協議を行います。

第4章 子ども・子育て支援施策の取組

低学年（小学1年生～3年生）

（人）

| 放課後児童健全育成事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,093 | 1,074 | 1,056 | 1,039 | 1,021 |
| ②確保方策 | 778 | 944 | 950 | 988 | 1,021 |
| ②－① | ▲ 315 | ▲ 130 | ▲ 106 | ▲ 51 | 0 |

高学年（小学4年生～6年生）

（人）

| 放課後児童健全育成事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 809 | 794 | 778 | 762 | 746 |
| ②確保方策 | 156 | 326 | 438 | 599 | 746 |
| ②－① | ▲ 653 | ▲ 468 | ▲ 340 | ▲ 163 | 0 |

全体

（人）

| 放課後児童健全育成事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,902 | 1,868 | 1,834 | 1,801 | 1,767 |
| ②確保方策 | 934 | 1,270 | 1,388 | 1,587 | 1,767 |
| ②－① | ▲ 968 | ▲ 598 | ▲ 446 | ▲ 214 | 0 |

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において、児童を一時的に短期間（7日間程度まで）預かる事業です。

現在の状況

平成25年度は4か所に委託契約をしましたが利用実績はありません。

施策の方向性

ニーズ調査の結果から利用希望者数が見込まれるため、今後の利用状況を見ながら対応を図っていきます。

(人日)

| 子育て短期支援事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 87 | 85 | 84 | 81 | 80 |
| ②確保方策 | 87 | 85 | 84 | 81 | 80 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

出産後間もない時期の養育者及び出生後概ね3か月までの乳児の家庭を、助産師又は保健師が全戸訪問し、保健指導・相談や養育環境の把握を行うとともに、児童虐待の未然防止や早期発見につなげます。

実際の生活の場である家庭において保健指導を実施することにより、母子の生活背景に応じた保健指導を実施するとともに、育児不安の軽減を図ります。

現在の状況

長期里帰り中の方や転出者を除き、出生後概ね3か月までの間に訪問し、実際の生活の場である家庭において、育児に関する不安や悩みに耳を傾け一緒に考え、母子の生活背景に応じたアドバイスをすることで育児不安の軽減を図っています。

施策の方向性

今後も具体的な育児支援を心掛け、養育者に寄り添った訪問指導を実施します。

(人)

| 乳児家庭全戸訪問事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 900 | 900 | 900 | 890 | 890 |
| ②確保方策 | 実施体制:助産師、保健師11人 実施機関:健康増進課 実施方式:直営 | 左に同じ | 左に同じ | 左に同じ | 左に同じ |

(6) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施するものです。

具体的な事業としては、交流の場の提供、交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等があります。

現在の状況

公立保育所2か所、民間保育所4か所、子育て支援まちなかプラザで実施しています。

施策の方向性

地域子育て支援拠点事業に対する保護者の関心は年々高くなってきています。事業の更なる広報・周知や、子育て中の親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、保護者に情報提供を行う利用者支援事業の検討など、利用促進を図ります。

(人回)

| 地域子育て支援 拠点事業 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | 4,715 | 4,593 | 4,472 | 4,352 | 4,231 |
| ②確保方策 | 3,832 | 3,832 | 4,231 | 4,231 | 4,231 |
| ②-① | ▲883 | ▲761 | ▲241 | ▲121 | 0 |

(7) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、保護者の病気やけが、冠婚葬祭などの事情により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所その他の場所で一時的に預かるものです。また、幼稚園においては、在園児を対象として教育時間の前後や長期休業期間中に、幼稚園型の一時預かり事業として園児を預かります。

現在の状況

公立保育所では、各クラスの定員に空きがある場合に、一時保育の受入れを行っていますが、希望の多い低年齢児を中心に受け入れできる施設や枠が少なくなっています。民間保育所等6か所では、一時保育の専任の保育士が配置され、各定員に応じ、保育を行っています。

幼稚園10か所では、在園児を対象として教育時間の前後や長期休業期間中に、預かり保育を行っています。

施策の方向性

公立保育所での一時預かりの受入枠の拡大は難しいことから、民間保育所等との連携を図りながら、保護者のニーズに合わせて受入枠の拡大を図ります。

幼稚園については、在園児を対象として実施する幼稚園型の一時預かり事業に対する支援を行います。

一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） (人日)

| 一時預かり事業 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 量 の 見 込 み | 1号認定による利用 | 6,129 | 5,991 | 5,853 | 5,715 | 5,574 |
| | 2号認定による利用 | 89,631 | 87,612 | 85,592 | 83,573 | 81,521 |
| | 小計 | 95,760 | 93,603 | 91,445 | 89,288 | 87,095 |
| ②確保方策 | | 95,760 | 93,603 | 91,445 | 89,288 | 87,095 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

一時預かり事業（上記以外）

（人日）

| 一時預かり事業 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------------|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 5,990 | 5,842 | 5,696 | 5,550 | 5,403 |
| ② 確 保 方 策 | 一時預かり事業 （在園児対象型を除く） | 5,166 | 5,039 | 4,913 | 4,787 | 4,660 |
| | ファミリー・サポ ート・センター | 824 | 803 | 783 | 763 | 743 |
| | 小 計 | 5,990 | 5,842 | 5,696 | 5,550 | 5,403 |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(8) 病児保育事業

事業内容

病児保育事業については、病気の回復期に至らない児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児対応型、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に、児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病後児対応型、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において緊急的な対応を行う体調不良児対応型の事業があります。

現在の状況

平成26年度より新たに病後児対応型の病児保育事業について、乳児院で開始しました。また、公立保育所1か所及び民間保育所2か所では、体調不良児対応型の病児保育事業を実施しています。

施策の方向性

病児保育事業については、病児対応型や病後児対応型に対するニーズが高いことから、今後の利用状況を勘案しながら、受入枠の拡充を図ります。

(人日)

| 病児保育事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 2,004 | 1,955 | 1,908 | 1,861 | 1,812 |
| ②確保方策 | 1,056 | 1,056 | 1,812 | 1,812 | 1,812 |
| ②-① | ▲948 | ▲899 | ▲96 | ▲49 | 0 |

(9) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）**事業内容**

育児支援を受けたい人と、育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。

現在の状況

1か所で実施しています。平成25年度の実績で、会員数は「おねがい会員」609人、「まかせて会員」252人、「どっちも会員」53人の合計914人となっています。

また、活動内容は、「学校への迎え及びこどもクラブへの送り」が1,964件、「こどもクラブへの迎え」336件、「保育所・幼稚園の迎え」が114件、「就学児の預かり」が63件、その他が833件、合計で3,310件となっています。

今後の方向性

積極的な広報活動により、ファミリー・サポート・センターの周知を行い、援助を受けたい人と援助をしたい人からなるファミリー・サポート・センターの会員数の増加を図ります。

就学児（預かり）**（人日）**

| ファミリー・サポート・センター事業 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 41 | 41 | 41 | 39 | 39 |
| ②確保方策 | 41 | 41 | 41 | 39 | 39 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(10) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境を整えるため、医療機関にて受診できるよう14回分の受診券を交付する事業です。

現在の状況

妊娠の届出により母子健康手帳と共に妊婦健康診査受診票を健康増進課のほか、田沼総合窓口課及び葛生総合窓口課で交付しています。

妊婦が医療機関で受診しやすいよう、また、県外でも受診しやすい環境づくりとして、委託契約を締結できる医療機関とは委託契約を締結し、窓口払いの負担を軽減しています。

今後の方向性

妊婦が安心して出産できるよう、今後も厚生労働省の基準に基づき妊婦健康診査を実施していきます。

(人)

| 妊婦健康診査 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 10,216 | 10,216 | 10,216 | 10,216 | 10,216 |
| ②確保方策 | 実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：妊娠届提出者へ健康増進課、田沼総合窓口課、葛生総合窓口課職員が母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行し、妊婦は各医療機関で受診する。 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年 | 左に同じ | 左に同じ | 左に同じ | 左に同じ |

第5章 次世代育成支援施策の取組

基本目標 1. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

1. 子どもへの虐待のないまちづくり

現状と課題

子どものいる家庭の減少や近所付き合いの希薄化などにより子育てをする親の孤立化が進み、保護者の育児への不安が増す中、保護者自身の日常における生活上のストレスや悩みなどさまざまな要因が複雑に絡み合っ、弱い子どもたちへの虐待として現れ、全国的に児童虐待相談件数は増加傾向にあります。

本市では、これまで家庭児童相談室が中心となり、児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員などの協力によって、子どもとの関わりやさまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

さらに、対応が困難なケースについては、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関によって構成する佐野市要保護児童対策地域協議会においてケースに応じた支援の在り方を協議し、問題解決に当たっています。

親子を孤立させないよう、地域社会における関わりに加え、親同士が交流や相談をできる場の充実が一層求められています。

■虐待相談件数

(単位：件)

| 年度 | 総数 | 相談機関 | | | | | | | | | | | |
|-------|----|------|----|------|------|-------|------|-----|------|--------|-----|-----|-----|
| | | 家族 | 親戚 | 近隣知人 | 児童本人 | 福祉事務所 | 児童委員 | 保健所 | 医療機関 | 児童福祉施設 | 警察等 | 学校等 | その他 |
| 平成 21 | 35 | 4 | 2 | 6 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 4 | 7 |
| 平成 22 | 46 | 5 | 4 | 18 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 4 | 6 |
| 平成 23 | 30 | 1 | 1 | 13 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 5 |
| 平成 24 | 24 | 2 | 1 | 11 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 |
| 平成 25 | 27 | 2 | 0 | 14 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 5 |

■年齢別虐待相談件数

(単位：件)

| 年度 | 総数 | | | | | |
|-------|----|--------|--------------|-----|-----|-------------|
| | | 0～3歳未満 | 3歳～ 学齢前児童 | 小学生 | 中学生 | 高校生・ その他 |
| 平成 21 | 35 | 8 | 11 | 9 | 5 | 2 |
| 平成 22 | 46 | 11 | 11 | 18 | 6 | 0 |
| 平成 23 | 30 | 7 | 14 | 7 | 2 | 0 |
| 平成 24 | 24 | 5 | 7 | 10 | 2 | 0 |
| 平成 25 | 27 | 13 | 2 | 8 | 4 | 0 |

施策の方向性

(1) 児童虐待防止体制の充実

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、保健センターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や相談業務を始め、学校、保育所等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、市の関係機関のほか児童相談所、保健所、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会、警察署、幼稚園連合会、小中学校長会、医師会等で構成される佐野市要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

(2) 地域における見守り体制

生活の場である地域社会で子どもの様子に気を配ることにより、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援し、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を設けます。

また、民生委員・児童委員等と地域の人々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待に関する啓発活動

児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、市内の小中学校・保育所・幼稚園・認定こども園・市施設等に、児童相談案内・虐待防止リーフレットを配布します。

また、児童虐待の防止や早期発見に向け、ホームページや『広報さの』等を利用して、児童虐待に関する情報の提供を図ります。

2. ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

近年、離婚率の上昇に伴って20歳未満の子どもを持つひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢の中、母親が就業面で不利な状況に置かれることが多く経済的基盤が脆弱であり、その生活は厳しいものとなりがちです。また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べて大きく、身近に頼れる人がいない場合など負担は更に大きいものとなります。

こうした状況の中で、子どもの健全な成長やひとり親家庭の自立を促進するために子育てや生活を支援する必要があります。

本市ではひとり親家庭の支援策として児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費助成、遺児手当の支給を行っています。

また、ひとり親家庭の子どもの貧困率の高さ等が指摘され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年度に成立したことを踏まえて、これまでの計画における施策やひとり親家庭等をめぐる現状を検証し、今後5年間の施策を計画的に推進するため『佐野市ひとり親家庭等自立促進計画（第二期）（平成27年度から平成31年度）』を策定します。

施策の方向性

（1） 相談機能の充実

ひとり親家庭が自立するため必要な情報提供や様々な相談に、きめ細やかに対応できるよう関係機関等と連携し相談体制の充実を図ります。また、ホームページや広報誌を利用して、様々な支援策に関する情報の提供を充実します。

（2） 子育て・生活支援

ひとり親家庭の親が、安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練と両立ができ、ひいては早期自立が図れるように、多様な子育てや生活面に対する支援制度の活用の推進に取り組みます。

（3） 就業支援

ひとり親等が就業によって、経済的に自立した生活が送れるように、個々の状態に応じたきめ細やかな就業相談、職業能力向上のための講習会の開催、効果的な就業情報の提供や関係機関との連携、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援策のほか、状況に応じて各支援策も組み合わせた就労支援の充実を図ります。

(4) 養育費の確保

子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもを養育しない親からの養育費は子どもの権利です。そのため、子どもの幸せと権利の観点から、養育費確保に向けた広報・啓発を行うと共に、養育費の取得手続や取決め方法、相談窓口などについて情報提供を行い、養育費取得へ向けた取組を支援します。

(5) 経済的支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当、遺児手当の制度や、母子父子寡婦福祉資金の貸付等について積極的に情報提供を行い、適切な貸付や給付により、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援を推進します。

3. 特別な支援を必要とする子どもへの対応

現状と課題

障がいのある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもたちに対し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人一人の多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

また、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるという考えが広まりつつあります。

本市では、「佐野市障がい者福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などで障がいの早期発見に努めると共に、一貫性のある支援を目指しています。また、子どもと保護者が安心して支援が受けられるよう関係機関との連携や相談支援の充実を図っています。

発達の段階に応じた適切な支援が求められると共に、障がいのある子どもの介護や子育ては親等の保護者が主に行っていることから、保護者も含めた支援、さらに、家族全体に対する支援が必要とされています。

施策の方向性

(1) 関係機関等の連携による支援の推進

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とした支援を心がけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させていきます。

(2) 障がいのある子どもの保育・教育の充実

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人一人の障がいの状況に応じた適切な保育を行います。

また、就学前から就学後、さらには、社会的自立につながる継続した支援を行うため、教育相談を通じた教育支援や進路指導、養護教育の充実を図ります。

(3) 障がいのある子どもの施策の充実

障がいのある人もない人も、共に普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション（注1）」の理念の下で、健全な発達を支援し、社会全体が障がいのある子どもやその家族を温かく見守る環境づくりを推進します。

(4) 特別支援教育の充実

小中学校において、障がい児がその障がいの程度に応じた教育が適切に受けられるよう、特別支援教育担当者や保護者、さわやか指導員が連携しながら、個に応じた支援を図ります。

(5) 障がい児サービスの充実

障がい児を対象としたサービスの充実を図ると共に、適切なサービス提供のためにサービス利用計画を作成する障がい児相談支援を推進します。

注1 ノーマライゼーション：デンマークで1950年代にスタートした運動。男性も女性も、子どももお年寄りも、健康な人も、病気の人、障がい者も、どのような人でも、互いに支え合い、地域社会で困難を感じることがなく生活できる成熟した社会を目指そうとするもの。

4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

少子化の進行が著しい中で、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女が共にバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが求められてきています。

男女共同参画社会の構築に向けての各自治体の取組や、企業などにおける、仕事と生活の両立を目指す、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度の導入など、時代の流れの中でさまざまな対応がなされています。

しかし、家庭や社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や、雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状であり、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要です。

また、依然として母親が主に子育てをしている現状から、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女が共に参加する子育ての推進が必要となっています。

施策の方向性

（１） 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり

男女が共に仕事と家庭・地域活動とのバランスを取り、充実した生活が送れるよう、各種制度や多様な就労形態の普及を行います。

（２） 女性のチャレンジ支援の促進

子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

（３） 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進

男女が共に協力して家事・子育て・介護等に当たり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

（４） 学校教育における意識啓発の推進

これから家庭を築く児童・生徒が、家庭科等の授業を通して男女共同参画の意識を高めます。

5. 子育てに対する経済的支援

現状と課題

子育て家庭にとって子育てに対する不安による心理的な負担以外にも、出産費用や子どもが産まれてから社会人になるまでにかかる教育費など、子育ての費用は大きな負担になっています。特に、まだ所得の低い若年家庭にとって出産・子育てによる出費は、育児休業や退職による収入の減少時期と重なり、大きな負担になると考えられます。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助、こども医療費助成の一部現物給付化を図ると共に、少子化への対応として第3子以降の出産に対して「子宝祝金」を支給するなど、独自事業を行い、積極的な経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向性

(1) こども医療費の助成

乳幼児・児童を養育する保護者に対して医療費の一部を助成することにより、保健の向上を図ります。市内医療機関のこども医療費助成を現物給付で行い、子育ての経済的、また、精神的な負担の軽減を図ります。

(2) 保育料の軽減

現在、保育所入所児童の保育料は国の基準より軽減しており、今後も継続して実施します。

(3) 教育費の軽減

私立幼稚園に入園している園児の保護者に対し、所得に応じた保育料の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

また、経済的理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者を対象に学用品などの費用の援助を行います。さらに、高校生及び大学生等を対象に経済的な理由により修学困難な場合は、奨学金を貸与します。

6. 子育てに対する支援体制の整備

現状と課題

都市化や核家族化の進行により、近所付き合いが希薄になると同時に、少子化によって子育て中の親同士の交流や、同世代の子ども同士の交流の機会が少なくなっています。このため、子育てに関する情報や相談相手が不足し、子育てをしている母親などが育児不安に陥ったり、遊びを通して徐々に培われていく子どもの社会性が育ちにくくなることなどが懸念されています。

本市では、地域子育て支援センターや保健センターなどにおける子育て・育児相談の実施など、子育ての孤立感や不安を軽減するための取組を展開してきました。

しかし、「育児の方法がよくわからない」、「話し相手や相談相手がいない」など子育てをする上での不安や悩みを就学前児童の保護者が抱えています。

このようなことから、今後も子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域における子育て支援に関する環境づくりが求められ、特に子育て中の親が利用しやすい制度の整備、分かりやすい情報の提供を図る必要があります。

施策の方向性

(1) 相談事業の充実

保健師・助産師等が保健センターにおいて訪問や面接、電話により、いつでも気軽に相談できるよう、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

(2) 教育相談の充実

教育センター等の機関において、児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への支援を行います。

(3) 幼稚園における子育て支援の充実

地域における子育て支援の拠点としての期待が高まっていることから、市内幼稚園の行う「幼稚園地域子育て推進事業」に関わる事業費に対して、県・市の補助制度により助成し、未就園児親子登園や育児相談、地域との各種交流事業などの充実を図ります。

(4) 子育て情報の提供の充実

子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を図ります。



7. 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

子どもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、学校の授業以外にも日々の遊びや自然体験など、さまざまな体験を積んでいくことが大切です。そのような体験や人々との関わりを通じて、自ら感じ、学び取る力を育てていくことにより、子どもたち自身が地域の一員であることを意識し、社会性を発達させていくことにつながります。

しかし、核家族化の進行と生活環境の変化に伴い、家に帰っても近所に遊び相手が少ない、安全な遊び場が少ない、戸外で遊ぶよりも家の中で一人で遊ぶことが多い、といった問題がみられます。

子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を整備することが重要な課題となっています。

施策の方向性

(1) 放課後子ども教室の充実

放課後や週末の活動を中心に小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちに様々な活動を提供する放課後子ども教室の推進を図ります。

また、国が示す「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子どもプラン運営委員会において放課後子ども教室とこどもクラブの一体的な、又は連携による実施に向けた協議を行い、平成31年度までに6か所で実施することを目指します。

■放課後子ども教室数

(か所)

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 10 | 11 | 11 | 12 | 13 |

(2) 児童館の充実

こどもの国や児童館は、子どもの自由な交流の場として、更なる利用の促進を図ります。

8. 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

日本の子どもの貧困率は16.3%（「平成25年国民生活基礎調査」より）であり、おおむね子どもの6人に1人が貧困状態に置かれています。また、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は90.8%、スクールソーシャルワーカーの配置人数は1,008人、ひとり親家庭の親の就業率は母子家庭で80.6%、父子家庭で91.3%等、様々な指標からも、子どもが置かれている環境により貧困状態になっている現状が見受けられます。

これからの社会を担う子どもたちが、生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、世代を超えて貧困が連鎖されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を講ずる必要があります。そのため、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、生活支援、教育支援、保護者に対する就労支援等、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び県の「子どもの貧困対策計画」を踏まえた子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

施策の方向性

（1）子どもの学習支援体制の構築

「子どもの貧困」の連鎖を防止するための施策として、「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもに対する「学習支援事業」があります。本事業の実施方法を含め、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習支援体制の構築に向けて検討を行います。

（2）家庭環境等に問題を抱えた子どもへの対応

本市では、貧困家庭等、学校だけでは解決が難しい家庭環境等に問題を抱えた子どもに対応するため、県の教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーの活用を図っています。今後、スクールソーシャルワーカーの配置について研究していきます。

(3) 保護者に対する就労支援

ひとり親家庭の親への就業支援や生活困窮者や生活保護受給者への就労支援として、公共職業安定所との連携を図り、就業相談や情報提供等を行います。

また、ひとり親家庭の雇用の安定及び就業促進を図るため、就業等に必要な資格を取得するための給付金を支給する事業を実施します。

(4) 経済的支援

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金の貸付を実施します。

基本目標2. 親子のこころとからだの健康の確保と増進

1. 母子の健康づくりへの支援

現状と課題

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中であって、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

また、親にとって妊娠や出産は大きな喜びである反面、描いていた理想の子育てと現実とのギャップや、責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。ニーズ調査でも「病気や発育・発達に関すること」を日頃子育てする上での不安や悩みと回答した親の割合は高くなっています。

こうしたことから、出産や子育てに対する不安を軽減するため、必要な知識や情報を習得できる機会の創出や、子育て相談の充実が一層求められています。

施策の方向性

(1) 安全な妊娠・出産と母子の健康の確保

全ての子どもが健やかに生まれ、かつ、育てられるための基盤については、その両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、全ての母親が心身共に健康を保持・増進するための支援が必要です。

そこで、親子健康手帳（注1）の交付や、妊婦健康診査費用の助成、ママパパ学級の開催、出産後は乳児のいる全ての家庭に対して乳児全戸訪問を実施するなど、妊娠初期からの健康管理への支援と保健指導を適切に行います。中でも、低出生体重児が増えていることから、低出生体重児の割合を減少させるため、リスク要因をできるだけ改善へと導くための生活指導を行います。

さらに、妊娠届出のアンケートで支援が必要な妊婦を特定し早期支援に取り組むと同時に、要保護児童対策地域協議会とも連携します。

また、不妊治療、不育症治療を受けている夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。不妊、不育症に関しては、誰にも相談できず悩んでいることも多いため、保健センターでは医療機関・相談機関の紹介を行うなどと共に、心理的な負担の軽減も図ります。

注1 親子健康手帳：母子健康手帳の親子版。父親も育児参加でき、成人期まで記録できる内容になっています。

(2) 子どもの健やかな発育・発達の支援

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。健康診査では、発育・発達の確認のほか、育児に関する相談や栄養・歯の健康に関する指導を行い、保護者の育児不安の軽減や生活面も含めた家族への支援も行います。

健康診査の未受診児については、未受診率の減少と未把握児の解消に努め、全ての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

また、発達や行動面に様々な不安を持つ保護者とその子どもを対象に、遊びの教室や相談を実施し、子どもの特性に応じた関わり方について保護者と一緒に考え、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行います。

(3) 予防接種の推進

感染症に対する免疫をつけて感染・発症・重症化・感染症のまん延を予防するために予防接種を実施しています。接種には、法律により接種時期や回数など「受けるように努める」義務が課せられた「定期接種」と、自らの意思で感染症への感染・重症化の予防のために受ける「任意接種」があり、保健センター等でその周知を図っています。

今後も予防接種に関する正しい知識の普及を図ると共に、予防接種率の向上を目指します。

(4) 育児相談事業の普及

毎日休みなく子育てをしている保護者にとって、子どもの成長に応じた不安や悩みは次々と生じるものです。そこで、基本的な生活習慣・発育・育児方法などの日常的な子育てに関する相談を随時行います。

また、子どもの健やかな成長・発達には保護者の心の安定も重要なため、育児不安を抱えるなど不安定な心理状態にある保護者に対し、心理相談を行い問題解決に向けた支援を行います。

各種子育て支援事業との連携を密にし、必要な相談を適宜行えるよう支援の充実を図ります。

2. 子どもへの医療対策の充実

現状と課題

感染症の流行や突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対しての保護者の期待は依然として高いものがあります。

かかりつけ医においては単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うと共に、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

小児科専門医の減少が懸念される中であって、小児医療の充実を目指すためには一層の近隣の自治体や医師会との緊密な連携を図ることが求められます。

さらに、適切に医療機関を受診するための保護者への家庭での初期診断知識の普及や継続的に子どもの発育を観察するかかりつけ医を持つことの推進も必要です。

施策の方向性

(1) 子どもへの医療サービスの充実

地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実に図ります。

(2) 小児救急医療体制の整備

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。また、救急搬送関係者との連携による病院前救急を含めた子どもの命を守る救急医療体制の推進を図ります。

(3) 周産期（注1）に対応した医療体制の整備

救急医療を必要とする母体・胎児、新生児の迅速な搬送及びハイリスク妊産婦（注2）や重症新生児（注3）を対象とする高度専門医療の提供について、関係機関との連携を強化し、周産期を通じた一貫性のある医療体制の整備を推進します。

注1 周産期：妊娠22週から生後7日未満までの期間

注2 ハイリスク妊産婦：死亡や周産期死亡（妊娠22週以後の死産数＋生後7日未満の早期新生児死亡）、周産期罹患の発生する可能性が高い妊産婦

注3 重症新生児：重篤な疾患を持つ新生児

3. 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、大人の体と子どもの心を持ち、身体の著しい成長にとまどいながらも心の成長が追いつこうとする、非常にアンバランスな時期です。親を始め周囲の大人はこうした思春期の特性を十分理解し、子どもと接することが必要ですが、子どもたちと学校や保護者、周囲の大人との間の意識のギャップが大きいのが現状です。

また、子どもたちはテレビやゲーム、週刊誌、漫画などによる情報の洪水にさらされ、また、携帯電話やパソコンなどの普及によって情報の入手手段も多様化しています。これらのことが思春期の好奇心と相まって、性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があります。

心の問題についても、不登校や引きこもりを始め、心身症やうつ病などの心の病気にかかる割合も高いため、専門機関の受診・カウンセリングも含めた適切な対応が必要となってきました。

子どもたちの発育に応じて、適切な教育・対応を行うことが必要なため、家庭教育・学校教育や地域保健との連携が一層求められています。

施策の方向性

(1) 心身の健康に関する啓発・学習

母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心を育むため、乳幼児とのふれあい体験や妊婦の体験等の講座を学校と連携し実施します。また、誤った情報による性知識や、それに伴う行動による妊娠や中絶、性感染症、さらには、不妊などを防ぐため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行います。また、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

(2) 相談体制の充実

思春期特有の心身の問題や、喫煙、飲酒、薬物乱用など問題解決に取り組むための相談員の専門性を高め、子どもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図ります。また、性に関する健全な認識を身に付け、性にまつわる課題を主体的に自分自身の問題として捉え、自尊心を持って責任ある性行動の選択ができるよう支援します。

4. 食育の推進

現状と課題

家族の形態やライフスタイルの変化に伴い、伝統ある食文化の喪失、食習慣の乱れ、栄養素摂取の偏り、小児の肥満や思春期のやせの増加、一方で食の安心・安全についての関心の高まりなど、食をめぐる問題はますます多様化しています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、子ども一人一人の食を営む力を育む食育の推進を図る必要が一層大きくなっています。また、母子の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活に向けての支援もより重要になってきています。

本市では、平成21年3月に佐野市食育推進計画が策定され、平成26年3月の改訂後も継続して食育を総合的かつ計画的に推進しています。

また、ママパパ学級や乳幼児健康診査などでの栄養指導や相談など、管理栄養士が指導に当たることで食生活の基盤づくりを図っています。また、学校では食に関する指導の年間指導計画を作成し、栄養教諭及び学校栄養職員と連携をとりながら、教科や特別活動など様々な場面で食に関する指導を行っています。今後は地産地消(地元で生産された農作物などを地元で消費していくこと)の推進などを含めた食育について、関係機関・団体などが連携をとりながら、より効果的な取組を進めていくことが重要です。

施策の方向性

(1) 佐野市食育推進計画による食生活に関する啓発

食は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となります。佐野市食育推進計画の下、食への関心を高めるため、食に関する相談への助言、普及活動などを通じて、より一層の知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

また、食物アレルギーや肥満傾向のある子どもに対し、個人に応じた指導を充実していきます。

(2) 食への関心の醸成

欠食、孤食、偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な食についての理解を深めるため、保育所、幼稚園、学校などにおいては、それぞれの成長段階や理解度に応じて様々な学習機会を適切に捉えて食を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

(3) 安全な給食の充実

子どもの身体の安全な発達に資するため、保育所や学校の給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。



基本目標3. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

1. 家庭教育力の向上

現状と課題

子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任を持って社会生活を送れるようになるために、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあり、家庭教育が困難になっている社会となっています。

一方、子どもたちは学校を離れても遊びという現場の中で多くのことを体験し、成長していくものですが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの人と交流し、経験を積み重ねる機会が比較的少なくなっています。

こうしたことから、家庭教育が困難となっている家庭における教育力を高めると共に、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する、地域の教育力の更なる向上が求められています。

本市では、子どもを持つ全ての保護者等を対象とした「わくわく子育て教室」、
「わくわく子育てお出かけ講座」を実施し、子育ての不安を軽減し、家庭教育について学習する場を提供しています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、地域社会全体が関わりを持ちながら子どもと親を育てる取組を進める必要があります。

施策の方向性

(1) 家庭教育講座の充実

保護者に対し、家庭教育に関する学習の重要性の周知を図り、意識の啓発を図ると共に、引き続き家庭教育講座を実施します。研修会・講演会等により子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供の充実を図ります。

(2) 親子のふれあい事業

親子セミナー等を通じて、保護者が子どもの行動や悩みを把握し、家庭教育等に活かすことの大切さを学ぶ機会を提供し、健全で充実した親子関係、家庭環境の育成を図ります。

2. 次代の親の育成の推進

現状と課題

価値観や生活形態の多様化が進み、結婚や出産に対する積極的な意識が薄れていく中で、新しい家庭を築き、命を育てていくことの大切さと必要性を改めて啓発していくことが重要となっています。

本市では、中学生マイ・チャレンジ（職場体験）事業やボランティア活動、乳幼児とのふれあいなど社会の一員や親となるための様々な体験活動を実施しています。

施策の方向性

（1）中・高校生への啓発の推進

保育所、児童館等での中・高校生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを育てていくことの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組を進めます。

（2）家庭教育との連携支援

生命の誕生や子育てについて理解を深めたり、高齢者や障がい者など多くの人とふれあいを通じ、家族や他人を思いやる心を培うなど、豊かな人間性を育む教育を推進します。

3. 生きる力をはぐくむ学習環境の整備

現状と課題

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は社会変化に対応することができるように子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

本市では、各小中学校での特色ある学校づくりの取組の充実や、外国語指導助手（ALT）を活用するなどして英語教育の充実にも努めました。学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等の育成と共に、子どもたちに目的意識や興味・関心を持たせ、「確かな学力」の向上を目指しています。

また、学力だけではなく基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めると共に、自ら律しつつ他者を思いやる心や、感動する心などの「豊かな人間性」を育むため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育が求められています。特に社会の変化に伴って子どもの様々な体験が不足しており、自己肯定感や豊かな心を育むための活動機会を発達の段階に応じて提供していくことが必要です。

いじめ、不登校など児童生徒の様々な悩みに対応するため、さわやか教育指導員やさわやか健康指導員を配置し健全な心の育成を図っています。

また、更なる充実を図るため相談体制に加え、学校や地域の教育力の向上に努める必要があります。

施策の方向性

（１） 確かな学力と健やかな身体の育成

少人数指導、外部人材活用などによる多様なプログラムを積極的に取り入れることなどにより、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、児童生徒に確かな学力を身に付けさせると共に、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、健やかな身体の育成を図ります。

（２） 豊かな心の育成

子どもの感性や好奇心、探究心を醸成する様々な遊びや学びのプログラムに参加できる場や空間を設けることにより、体験の中で自らの力を磨き、他人を思いやり、尊重できる豊かな心を育成します。

また、学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、道徳の時間はもとより、自主的な読書活動、あいさつや職場体験学習などを通じて積極的な取組を進め、生命を尊重する心、規範意識や社会性を育みます。

(3) 社会からの支援

親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じており、親としての自覚がない人、子育てに自信のない母親、サポートしない父親など、家族の結びつきが希薄になり、親子のふれあいが減少しています。こうした中、子どもたち一人一人が人間としてかけがえのない存在であると実感しながら家庭で生まれ、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築くことができるよう、家庭での教育を支援するため、保護者と子どもに身近に関わる人を対象とした学習機会や情報の提供を行います。

4. 信頼される学校づくり

現状と課題

児童生徒数の減少や多様化する学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりにより活気ある学校運営を図ることが求められています。

そのためには、学校ばかりではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、学校を支える体制づくりが必要です。

さらに、児童生徒や保護者の信頼と期待に応えるために、学校自らが教育活動や学校運営を評価・公表し、開かれた学校づくりに努めることも重要です。

施策の方向性

(1) 信頼される学校づくり

学校の自己点検、自己評価や評価結果の公表、学校評議員制度の活用等により、保護者や地域社会との連携を深めます。

また、教職員自ら自覚を持って、指導力と人間性を高め、学校・家庭・地域が一体となって、子どもとの心のふれあいを大切にした教育活動を展開します。

(2) 教育指導内容の改善

教育課程や指導方法の改善や充実によって、児童生徒の興味や関心、学習の過程に対応し、一人一人の特性に応じた指導を推進し、ゆとりある学習生活を送れるよう、児童生徒の個性を尊重した教育の実現を図ります。

5. 子どもの健やかな体づくりの推進

現状と課題

日常的な身体運動が減少し、子どもの体力は低下傾向にあります。学校における体育の授業だけでなく、家庭や地域におけるスポーツ活動への取組が必要となっています。

また、学校における運動部活動は、児童生徒の豊かな人間性を育むと共に、体力の向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な顧問教員など人材の確保が課題となっています。

本市の児童生徒におけるスポーツでは、個々の活動レベルの差が広がり、練習時間や部員の減少、指導者の不足などもあり、全体的に活気を失いつつあります。体が形成される時期における競技力の向上やスポーツへの関心を高めると共に、子どもの健康的な営みができるように生活習慣の改善や指導など生活リズムを整える取組が重要となります。

施策の方向性

(1) 地域におけるスポーツ活動の推進

子どもの体力が低下傾向にある中、子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ活動の推進や、町会運動会の開催奨励など様々な取組に対して支援を行います。

また、子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、総合型地域スポーツクラブの設立・活動支援を行い地域のスポーツ環境の整備を図ります。

(2) スポーツ指導者の育成、活用

各種競技のスポーツ指導者への各種研修会を実施すると共に、スポーツ指導者を体育協会やスポーツ推進員等と連携しながら必要に応じて派遣を行うなど、スポーツ活動の推進を図る人材の育成及び活用を行います。

(3) 子どもスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心身の健全な育成を図るため、各種のスポーツ大会やスポーツ教室を充実させると共に、新しいスポーツ・レクリエーション種目の紹介を行うなど、気軽にスポーツを楽しみ体験する機会や、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。

6. 子どもの芸術文化活動の支援

現状と課題

芸術や文化活動は、子どもが心身共に健やかに成長していくために必要であり、地域の文化に触れる機会があれば、心豊かに生活がすることができ、潤いとゆとりが持てることが期待できます。

本市では学校教育に地域の歴史文化に関する事業等を取り入れ、郷土への愛着を育んでいます。

今後も、こういった郷土の文化を後世に伝えていく心を育むために、より多くの子どもが本市の歴史や伝統文化にふれあう機会を増やしていく必要があります。

施策の方向性

(1) 学習・体験機会の提供

佐野市文化会館、佐野市郷土博物館、佐野市立吉澤記念美術館等で行われる様々な文化的イベントや地域社会の文化的資源を活用し、子どもたちが芸術・文化に接する機会や、様々な人と交流し、体験しながら豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

(2) 自主的な活動、発表機会の提供

佐野市文化会館において、音楽、演劇等の自主上演、また、市内の小・中・高等学校合同の音楽祭の実施など、子どもの文化活動に対して、自主的な創作発表の場や機会を提供し、その振興を図ります。

(3) 図書館サービスの充実

身近な学習拠点として、子どもたちにとって創造性を育み、健やかな成長を促す読書活動を推進し、豊富で多様な図書資料を提供するために、子ども向け図書の充実を図ります。

また、図書館利用の体験や、おはなし会、学校への読み聞かせ訪問などの各種行事や子ども読書活動を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

7. 子どもの国内外交流の推進

現状と課題

近年の国際化の進展に伴い、人・物・情報が国境を越えて行き交う大交流時代が到来する中、優れた国際感覚と異文化に対する受容性が求められています。

本市では、次代を担う中学生の相互交流を中心に教育文化、スポーツなど広範な分野で姉妹都市との市民交流が定着しており、今後も相互の文化に対する理解と友好の促進を図りながら発展させる必要があります。

施策の方向性

(1) 友好都市交流の推進

国内外の姉妹都市等との交流を図ることで、異なる風土や文化に接することは子どもにとって自主性や社会性を育むうえで有意義であることから、小中学校間の交流事業を始め、友好都市を相互訪問するなどホームステイ事業等を推進します。

(2) 国際化に対応できる子どもの育成

子どもたちが外国の生活習慣や文化等を理解するために、海外の学校と交流を深め、それらについての紹介や学習会を開催します。

また、留学生を始め外国人と接し、交流できる機会づくりを行うことで、相互理解を深め、世界的視野を広げるような取組を進めます。

8. 子どもの社会的活動の支援

現状と課題

子どもの健全な成長には、自らの主体的な判断の下に行動し的確に解決する能力や、他人を思いやる心、たくましく生きるための健康や基礎体力を育むことが必要です。そのためには、家庭や学校だけではなく、地域の役割が重要となっています。

地域での活動や世代間交流を図ることによって、子どもが地域に関わっていく体制を作る必要があります。

施策の方向性

(1) 地域活動の支援

子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身に付けるため、地域におけるボランティア活動を始め、環境学習や環境保全の実践活動、祭りや地域行事への参加など、子どもの自主的な活動を支援し、活動の輪を広げます。

また、子どもが地域の施設等で高齢者や障がい者と交流し、ボランティア体験を行うなど地域活動の機会を設けます。

基本目標4. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

1. 安心して子育てができる生活環境の整備

現状と課題

道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族を始め、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取組が必要となります。

施策の方向性

(1) 公園等の整備

安全な遊具の設置や子どもにとって魅力を備えた公園や緑地の整備を行い、子どもが仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育む場所の充実を図ります。

(2) 子ども・子育て家庭にやさしい店舗・公共施設の確保

気軽に乳幼児を連れて外出できるよう、おむつ替えや授乳のできる場などを提供してくれる店舗の確保を図ります。また、乳幼児連れの人が多く利用する公共施設については、利用者の視点に立って、ベビーベッドや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

2. 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進

現状と課題

近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。

本市では「自分のまちは自分で守る」という自己防犯の意識の下、地域ごとに自主防犯組織の結成を促すと共に、緊急避難場所としての「こども110ばんの家」への協力を募り、子どもを犯罪から守るための活動を行っています。

こうした地域防犯活動において、地域における事件、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要となるため、家庭、保育所、学校、警察、防犯組織などが連携した情報を共有し、隅々まで行き渡る体制の充実が必要となっています。

また、子どもが犠牲になる交通事故が後を絶ちません。しかし、交通事故の要因でもあるモータリゼーションの進展は、現代社会における経済活動や生活全般において緩めることが難しい状況となっています。

このような中、本市では警察や各種団体との連携を図りながら、交通安全施設の整備、歩車分離交差点の設置や交通安全教育・交通安全意識の啓発活動など総合的な対策を展開してきました。

施策の方向性

(1) 安全施設等の設置

子どもが交通事故や犯罪等の被害にあわないように、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設を整備するなど子どもの通行の安全確保の充実を図ります。

(2) 交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開すると共に、PTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

(3) 防犯活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や、防犯ボランティアなどの関係団体への、地域安全情報メール等による子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報の提供、共有化に取り組みます。

また、子どもの緊急避難場所となる「こども110ばんの家」の拡大等、青少年を守る会、防犯協議会等関係団体が行う自主防犯活動を支援すると共に、学校・園内外の安全対策を強化し、地域や関係団体と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

(4) 不慮の事故防止対策の推進

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診などの場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うと共に、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置に関しての教育・情報提供の推進に取り組みます。

3. 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

現状と課題

交通事故と同様に、弱者である子どもたちが巻き込まれ、犠牲になる痛ましい事件が後を絶ちません。また、それらの事件を契機として、家庭、学校、地域において子どもを犯罪から守る取組が全国的に強化されてきています。

本市でも、小中学校単位で地域住民や保護者による登下校時の見守りやパトロール、スクールガード・リーダーによる小中学校の巡回や見守りなどを実施してきました。

今後は、地域で子どもを見守る、そして犯罪に対する厳しい目を鍛えるための意識付けや、さまざまな関係機関との連携強化による情報の共有が求められています。

施策の方向性

(1) 有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携、協力して実態を調査し、関係業界に対する自主規制の働きかけなど浄化活動を促進し、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

(2) 非行等の問題行動対策の推進

子どもの健全な育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物乱用の防止のための啓発活動を推進すると共に、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、学校、青少年育成指導員等関係機関の連携を密にし、街頭パトロール、相談等の活動を推進します。

基本目標 5. 子どもの人権擁護の推進

1. 人権教育の推進

現状と課題

近年、子どもの人権を脅かすような様々な問題が全国的に見られます。本市でも児童虐待は発生しており、子どもの人権と安全が脅かされる状況が見られます。子どもが人として尊重され安全で健やかな成長ができるような取組が必要です。

全ての子どもたちが安心して育ち、守られ、社会の一員として生活するための基本的な生存、発達、保護、参加を保障する「児童の権利に関する条約」の普及・啓発が求められています。

施策の方向性

(1) 子どもの権利条約の普及・啓発

大人からの育児放棄や暴行、虐待などを受けることなく、子どもとしての権利が保障されるよう「児童の権利に関する条約」を普及し、子どもの意見が反映される社会づくりなど子どもが子どもとして育つ権利の確保を引き続き図っていきます。

また、人権に関する講座やセミナーの開催等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行うと共に、子どもたちの自尊感情を育みながら、豊かな人間関係づくりを目指す人権教育を推進します。

2. いじめ・不登校などへの対応

現状と課題

少子化や核家族化の進行により希薄になっていく人間関係の中で、生命の尊重、他人への思いやり、倫理観や正義感などの弱まりが見受けられ、犯罪やいじめ・不登校などが社会問題となっています。

子どもの精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用した継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要があります。また、義務教育卒業後、社会や地域になじめず学業や生業を持たない子どもに対しても、関係機関と連携し、継続的な支援を行う必要があります。

■いじめの認知件数の推移

(単位：件)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 小学校 | 37 | 58 | 27 |
| 中学校 | 35 | 69 | 72 |
| 合 計 | 72 | 127 | 99 |

■不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 小学校 | 15 | 4 | 16 |
| 中学校 | 78 | 82 | 100 |
| 合 計 | 93 | 86 | 116 |

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

施策の方向性

(1) いじめや不登校に対する相談・支援体制の整備

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などのさまざまな悩みに対し、家庭や学校において子どもや保護者が気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、一人一人の子どもが健やかに成長できる環境づくりを社会全体の課題としてとらえ、その実現に向けて社会全体で取り組んでいこうとするものです。

本計画をより有効に推進させるためには、行政が子ども・子育て支援の質・量を充実させると共に、家庭、学校、地域などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

本市においても、計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「佐野市子ども・子育て会議」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「佐野市子ども・子育て会議」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、市ホームページや「広報さの」により市民に公開し周知を図ります。

また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、「佐野市子ども・子育て会議」の意見を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 佐野市子ども・子育て支援事業計画策定までの経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|---------------------------------|---|
| 平成 25 年 8 月 12 日 | 平成 25 年度第 1 回佐野市子ども・子育て会議 ①会長・副会長選出について ②佐野市子ども・子育て支援事業計画の概要について |
| 10 月 3 日 | 平成 25 年度第 2 回佐野市子ども・子育て会議 ①ニーズ調査票（案）について |
| 11 月 27 日～ 12 月 13 日 | ニーズ調査票発送・回収 |
| 平成 26 年 3 月 26 日 | 平成 25 年度第 3 回佐野市子ども・子育て会議 ①ニーズ調査結果について |
| 7 月 14 日 | 平成 26 年度第 1 回佐野市子ども・子育て会議 ①佐野市子ども・子育て支援事業計画のイメージについて ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について ③家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について |
| 8 月 29 日 | 平成 26 年度第 2 回佐野市子ども・子育て会議 ①佐野市子ども・子育て支援事業計画（案）について ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について ③家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について |
| 10 月 15 日 | 平成 26 年度第 3 回佐野市子ども・子育て会議 ①佐野市子ども・子育て支援事業計画（案）について |
| 12 月 9 日～ 平成 27 年 1 月 9 日 | パブリック・コメントの実施 |
| 2 月 5 日 | 平成 26 年度第 4 回佐野市子ども・子育て会議 ①パブリック・コメントの結果について |

2 佐野市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第22号

佐野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、佐野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 佐野市子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-----|----|--------|-------------------|-----|
| 1 | 1号 | 柳川 悦子 | 社団法人佐野市医師会 | |
| 2 | 〃 | 和田 晴美 | 佐野短期大学 総合キャリア教育学科 | |
| 3 | 〃 | 菅原 達 | 佐野市議会 | |
| 4 | 2号 | 奥村 美佐子 | 佐野市こども会連合会 | |
| 5 | 〃 | 青木 貴美江 | 佐野市民生委員児童委員協議会 | |
| 6 | 3号 | 小林 研介 | 佐野市幼稚園連合会 | 会長 |
| 7 | 〃 | 長谷川 一宏 | 佐野市民間保育園連絡会 | 副会長 |
| 8 | 〃 | 中山 昌樹 | 認定こども園あかみ幼稚園 | |
| 9 | 〃 | 堀川 恵次 | 佐野市学童保育連絡協議会 | |
| 10 | 4号 | 横井 帝之 | 佐野市幼稚園PTA連合会 | |
| 11 | 〃 | 酒本 真理 | くずう保育園保護者会 | |
| 12 | 〃 | 笠原 崇 | 民間保育園連絡会（保護者会） | |
| 13 | 〃 | 太田 敦子 | 認定こども園育成館幼稚園父母の会 | |
| 14 | 〃 | 小池 理恵 | 佐野市小中学校PTA連絡協議会 | |
| 15 | 5号 | 野部 武典 | (有)味噌まんじゅう新井屋 | |
| 16 | 6号 | 鈴木 真之 | 連合栃木わたらせ地域協議会 | |

- ※1号委員：子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 2号委員：子ども・子育て支援関係団体の推薦を受けた者
 3号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 4号委員：子どもの保護者
 5号委員：事業主を代表する者
 6号委員：労働者を代表する者

※任期：平成25年8月12日～平成27年3月31日

佐野市子ども・子育て支援事業計画

発行 平成27年3月

編集 佐野市こども福祉部こども課

TEL 0283-20-3023

ホームページ <http://www.city.sano.lg.jp/>